

沖縄県教職員住宅の借り上げについて  
【借受住宅入居を申し込む職員向け資料】

令和8年2月13日時点  
教育庁働き方改革推進課

■用語について

- ①借受住宅：教職員住宅のうち、県が教職員を入居させるため借り上げる民間賃貸物件
- ②建設住宅：教職員住宅のうち、県が建てたもの  
(宮古：下里寮・西里寮、八重山：大舩住宅・赤生住宅・大川団地)

1 借受住宅の対象地域等（令和8年4月入居分）

- (1) 宮古島市（25戸程度）
- (2) 石垣市（9戸程度）

※賃料の状況等により戸数は変動する場合があります。

(3) 借受住宅の概要等

概ね以下のような条件で借受住宅を準備します。

- ・面積：25㎡以上
- ・間取：ワンルームなど単身者用
- ・県立学校から通勤可能な地域

※県が事前に借り受けた住宅に、入居者選考委員会において入居者を割り当てます。  
住宅を選ぶことはできません。

2 借受住宅入居申込の対象となる者

予算の範囲内において、以下の(1)から(4)に該当する県立学校教職員及び教育事務所職員を対象とし、選考により借受住宅への入居者を決定します。

- (1) 令和8年4月1日に宮古・八重山地区で任用される臨時的任用職員
- (2) 令和8年4月1日に宮古・八重山地区で採用される新採用教職員
- (3) 令和8年4月1日に宮古・八重山地区へ異動する本務職員
- (4) 令和6年度又は令和7年度から宮古・八重山地区で勤務し、令和8年度も引き続き同一地区で勤務する者

※ 入居者の選考に当たっては、臨時的任用職員が優先となります（任期が短く、相対的に住居費の負担が大きいため）。

### 3 借受住宅の費用と負担

#### (1) 県が負担する費用

- ① 敷金、礼金
- ② 仲介（紹介）手数料
- ③ 毎月の賃料

#### (2) 入居者が負担する費用

- ① 敷金及び礼金以外の初期費用、賃料以外の毎月の諸経費（共益費、駐車場代等）
- ② 沖縄県公舎管理規則に基づき算出される入居料
- ③ 施設、設備の原状回復などの費用（不動産会社から請求がある場合）

### 4 手続の流れ

	建設住宅	借受住宅
2月下旬	本務職員 ・書類提出締切、入居者選考	
3月上旬 ～中旬	臨時的任用職員 ・書類提出締切、入居者選考	本務職員及び臨時的任用職員 ・書類提出締切、入居者選考

- (1) 2月下旬（本務職員） ※臨時的任用職員は3月上旬。

建設住宅への申込を行う。

※借受住宅と併せて、建設住宅にも申込を行ってください。

#### (2) 3月上旬

- ①配置予定校へ申請に必要な書類の提出締切日を確認する。
- ②配置予定校へ申請に必要な書類（下記5参照）を提出する。  
(配置予定校は職員から提出された書類を取りまとめ、教育事務所へ提出する)

※3月11日（水）教育事務所への入居申請締切

#### (3) 3月中旬

- ①教育事務所による入居者選考、入居者の決定、選考結果の通知

※3月17日（火）入居者選考委員会

※3月18日（水）選考結果通知

- ②借受住宅の選考結果通知を受領

借受住宅入居者として選考された者は、速やかに不動産会社へ連絡し、3(2)  
(入居者が負担する費用)①に掲げる費用（共益費、駐車場代等）について自身で  
手続きを行う。

(4) 4月上旬

借受住宅に入居

※入居物件のクリーニング等のため入居時期が遅れる場合があります。

5 借受住宅の申請に必要な書類

- (1) 借受住宅入居承認申請書
- (2) 教職員住宅入居調書
- (3) 令和7年分源泉徴収票又は前年の収入・所得が確認できる書類
- (4) 住民票（申請の3か月以内、マイナンバー記載なし）※写しでも可

※ (1)の「4 入居を希望する住宅」欄は「(2) 県が借り上げた住宅（今年度からの新規入居）」を選択してください。

6 注意事項

- (1) 予算に限りがあるため、借受住宅に必ず入居できるとは限りません。申込と並行して各自で民間賃貸住宅を探すなど、住宅確保に向けた早めの対応を行ってください。
- (2) 借受住宅の入居に当たり、借受住宅の所有者が定める禁止事項を順守してください。不動産会社から施設、設備の原状回復等に係る費用請求があった場合、入居者に全額請求します。
- (3) 借受住宅の入居期限は令和8年度末（任用期限がそれ以前の場合は任用期限まで）です。ただし、次年度も教職員住宅借受事業が継続し、次年度の募集で再び入居決定を受けた場合、令和9年度も引き続き入居することができます。